

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・先入先出法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・什器備品・・・定率法

ソフトウェア・・・定額法

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末退職給与の自己都合要支給額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるために、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

(1) インダストの収益計上基準の変更

総合専門誌インダストの販売に係る収益を入金時に計上していたが、適正に当期の正味財産増減額を示すため、当年度より発送時に収益を計上する方法に変更している。

これにより当期一般正味財産増減額は 5,629,498 円減少している。

(2) 税効果会計の適用

これまで税効果会計を適用していたが、公益認定に伴い、次年度以降に重要な課税所得の発生が見込まれないため当年度より税効果会計を適用しないこととなった。

これにより当期一般正味財産増減額に与える影響はない。

(3) 正味財産増減計算書の表示の変更

公益認定申請のために正味財産増減計算書の勘定科目を見直したことにより、下記のとおり勘定科目を変更している。

なお、前年度の額は、当年度と同様の方法により組み替えている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	40,291,650	4,003,450	1,087,600	43,207,500
役員退職慰労引当資産	2,150,000	575,000	1,000,000	1,725,000
減価償却引当資産	50,969,050	0	0	50,969,050
合 計	93,410,700	4,578,450	2,087,600	95,901,550

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	43,207,500	(0)	—	(43,207,500)
役員退職給付引当資産	1,725,000	(0)	—	(1,725,000)
減価償却引当資産	50,969,050	(0)	(50,969,050)	—
合 計	95,901,550	(0)	(50,969,050)	(44,932,500)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	4,749,144	3,922,557	826,587
什器備品	14,487,706	12,954,424	1,533,282
ソフトウェア	41,587,793	33,701,827	7,885,966
合 計	60,824,643	50,578,808	10,245,835

6. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

その他固定資産

産業廃棄物管理票の番号管理及び頒布管理等におけるパソコン及びプリンター（什器備品）である。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。また、複数事業主制度による厚生年金基金（全国産業廃棄物厚生年金基金）に加入している。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	43,207,500
② 退職給付引当金	43,207,500

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	4,003,450
② 厚生年金基金掛金	3,543,011
③ 退職給付費用（①+②）	7,546,461

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。厚生年金基金については総合設立型であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理しており、退職給付債務の計算には含めていない。

8. 重要な後発事象

内閣府の公益認定等委員会より平成23年3月25日付で公益認定を受け、平成23年4月1日に登記を完了し、公益社団法人全国産業廃棄物連合会へ移行することとなった。